

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《仙北市》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
外国人医師による診察行為の解禁	日本と各国の間で取り決められた二国間の協定	<p>【厚生労働省】</p> <p>以下の理由により対応不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働力としての外国医師の受入れは、国家の根幹にかかわる問題として検討されるべき課題であり、国家戦略特区の枠組みで早急に結論を出すことは不適當。</li> <li>● 医学部における地域枠の活用や、臨床修練制度の活用により対応すべき。</li> </ul> <p>→ 臨床修練制度の拡充も含めた外国人医師の受け入れ拡大について、引き続き省庁へ検討要請。</p>	なし
外国人医師にかかる臨床修練制度の拡充(修練対象医療機関の拡大)	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第五項他	<p>【厚生労働省】</p> <p>現行法令で対応可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 臨床修練を行う医療機関として指定を受けた病院と緊密な連携体制が確保された診療所も対象とする制度改正が平成 26 年 10 月 1 日より施行済。</li> </ul> <p>→ 指定病院と連携のない診療所も対象とすること、及び臨床修練制度の拡充にとどまらず外国人医師の受け入れを拡充することについて、省庁へ引き続き検討要請。</p>	なし
医療機関内での個人診療所の解禁(テナントドクター制度)	医療法第 23 条第 1 項他	<p>【厚生労働省】</p> <p>現行法令で対応可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 患者の診察に直接供されない施設については、共同での利用が可能。</li> <li>● 医療機器等についても、管理者を明確にした上で個別に取り決めを行えば、診療所間で貸借可能。</li> </ul>	なし
保険適用範囲の拡大(温泉療養)	健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号	<p>【厚生労働省】</p> <p>以下の理由により対応不可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療保険制度において、治療の安全性・有効性が確認されたものは給付の対象としている。提案の項目も、現行の手続きの中で申請し、承認を受けるべき。</li> </ul> <p>→ 特区内で審査を迅速化する等の対応につ</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
		いて、省庁へ引き続き検討要請。	
温泉療法士 資格の創設	—	<p>【厚生労働省】 以下の理由により対応不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入浴指導等を医行為（医師の医学的判断・技術がなければ人体に危害を及ぼす恐れのある行為）として行うことを想定しているのであれば、医師等の医療関係職種の有資格者が行うべき。</li> <li>● 逆に、当該医療関係職種であれば行うことが可能であり、新資格を創設する必要性がない。</li> </ul> <p>→ 医療関係職種としての温泉療法士資格の創設について、省庁へ検討要請。</p>	なし
農業生産法人の要件緩和	農地法第2条3項	<p>【農林水産省】 農業生産法人については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないこと</li> <li>② 構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方、2分の1未満については制限を設けないこと</li> </ol> <p>について、農地法の改正案が、次期通常国会に提出されることとなっている。</p> <p>更なる農業生産法人要件の緩和については、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する、との方針が決定している。</p> <p>この際、所有方式による企業の農業参入については、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な現状回復手法（没収等）の確立を図ることを前提に検討する必要がある。</p> <p>→ 引き続き特区としての対応を農林水産省に要請する。</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
国有林の民間開放(放牧を含む)	国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項第4号、第5号	<p>【農林水産省】</p> <p>国家戦略特区においては、</p> <p>① 対象面積の上限を現行の5haから10haに拡大</p> <p>② 対象者を地域住民に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を対象とすることとしている(具体的には通達で規定)。</p> <p>なお、国有林においては、現行法において、第7条第1項第4号により放牧は可能である。</p>	なし
機能性表示の緩和・適用拡大	健康増進法第26条、第29条、第31条の2	<p>【消費者庁】</p> <p>規制改革実施計画及び日本再興戦略に基づき、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる制度を平成26年度中に措置する予定である。</p>	なし
国立公園内における行為の要件緩和	自然公園法第20条第3項第1号、第14号	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 放牧については、環境大臣が指定する区域や種はなく、規制はない。</li> <li>● 岩盤浴場等の設置については、事前に許可を得なければならないが、基準を満たせば個々に設置が認められる。提案自治体の市域内において、許可を得て既に岩盤浴施設が設置されているところ。</li> <li>● 公的機関所有の土地建物の民間利用拡大については、自然公園法上の規制はない。</li> </ul>	なし
文化財保護法の現状変更等許可規制の緩和	文化財保護法第125条	<p>【文部科学省】(参考)</p> <p>※類似提案で文化財保護法と都市公園法等の手続きの一元化の可否について協議をかけたもの。</p> <p>以下の理由により、一元化は困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財保護法と都市公園法は、許可の観点及び許可の判断に必要な専門的知見等が異なる。</li> <li>● 文化財のうち重要なものについては現状変更等にあたって文化庁長官(一部、都道府県又は市教育委員会に権限委譲)が文化審議会に諮問の上、許可の可否の</li> </ul>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
		<p>判断をしている。</p> <p>→ 別途、総合特区での提案（都道府県又は市教育委員会への権限委譲の範囲拡大）の実現により、ある程度、現状変更が容易になると考えられるが、ご提案の具体的内容、支障事例等を再確認の上、必要に応じ関係省庁と協議する。</p>	
一般乗合旅客自動車運送事業の許可等の権限委譲	道路運送法 4 条、第 5 条、第 9 条、第 15 条、第 15 条の 3、第 31 条	<p>【国土交通省】</p> <p>輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から行う許可審査は、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国において一元的に対応することが適切である。</p> <p>→ 改正地域公共交通活性化再生法（H26.11 施行）により、地方公共団体の主体的な地域公共交通網の形成・充実が可能となったとはいえ、仙北市が求める利用者重視の運行路線計画の推進を実現するため、仙北市の意向を踏まえた上で、国土交通省へ継続協議する。</p>	なし